

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2025年4月17日

【会社名】

株式会社オウケイウェイヴ

【英訳名】

OKWAVE, Inc.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 杉浦 元

【本店の所在の場所】

東京都港区新橋三丁目11－8

【電話番号】

03-6823-4306（代表）

【事務連絡者氏名】

経営管理担当執行役員 櫻井 英哉

【最寄りの連絡場所】

東京都港区新橋三丁目11－8

【電話番号】

03-6823-4306（代表）

【事務連絡者氏名】

経営管理担当執行役員 櫻井 英哉

【届出の対象とした募集有価証券の種類】

株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当
株式 199,995,500円
第24回新株予約権証券 6,605,130円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い
込むべき金額の合計額を合算した金額 840,109,630円
(注)新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して
払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券
届出書提出時の見込額であります。行使価額が調整された
場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行
使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増
加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権
利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した
新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の
総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計
額を合算した金額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社名古屋証券取引所
(愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,773,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 新規発行株式（以下「本新株式」といいます。）の発行は、2025年4月17日開催の当社取締役会決議によります。
2. 本新株式の振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	3,773,500株	199,995,500	99,997,750
一般募集	—	—	—
計(総発行株式)	3,773,500株	199,995,500	99,997,750

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、99,997,750円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
53	26.5	100株	2025年5月6日	—	2025年5月7日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先であるGFA株式会社（以下「GFA」といいます。）の概要については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の金額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、割当予定先との間で本新株式の総数引受契約（割当予定先との間で締結する本新株予約権（以下に定義します。）に係る買取契約を兼ねます。以下同じです。）を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。
4. 払込期日までに、割当予定先との間で本新株式の総数引受契約を締結しない場合は、第三者割当による本新株式の発行は行われないことになります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社オウケイウェイヴ 経営管理部	東京都港区新橋三丁目11－8

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 渋谷明治通支店	東京都渋谷区道玄坂1丁目3－2

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券(第24回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	157,265個(新株予約権 1 個につき普通株式100株)
発行価額の総額	6,605,130円
発行価格	新株予約権 1 個につき42円 (新株予約権の目的である普通株式 1 株につき0.42円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	2025年 5 月 6 日(火)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社オウケイウェイヴ 経営管理部 東京都港区新橋三丁目11－8
払込期日	2025年 5 月 7 日(水)
割当日	2025年 5 月 7 日(水)
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 渋谷明治通支店

- (注) 1. 第24回新株予約権証券（以下「本新株予約権」といいます。）については、2025年 4 月17日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後に割当予定先であるGFA並びに当社取締役である杉浦元氏、山本峰義氏、関常芳氏及び中村真広氏（4 名をまとめて、以下「杉浦氏ら」といいます。）との間で本新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 本新株予約権の目的となる株式の振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は普通株式の1単元を100株とする単元株式制度を採用している。）
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的である株式の総数は15,726,500株（本新株予約権1個当たり100株（以下「割当株式数」という。））とする。 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率 その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。 2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、53円とする。 3. 行使価額の修正 行使価額の修正は行わない。 4. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、無償割当てによる場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合、当社の株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

新株予約権の行使時の払込
金額

- ② 株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合を除く。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までには本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \quad \text{（調整前行使価額－調整後行使価額）} \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用す

る。

新株予約権の行使時の払込金額	(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。 ① 0.1円未満の端数を四捨五入する。 ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。 (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。 ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	840,109,630円 (注)別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により、行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

新株予約権の行使期間	2025年5月8日（当日を含む。）から2027年5月7日（当日を含む。）までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 渋谷明治通支店
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権には譲渡制限は付されていない。但し、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定である。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本新株式及び本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の目的

当社は、「世界中のありがとうの物語を蓄積し可視化する」をパーパス（存在目的）に掲げ、創業以来Web3.0の思想に基づいた自律分散型インターネット事業を行ってまいりました。中核となるQ&Aサイト「OKWAVE」は、インターネットを通じてだれでも参加でき、自身の知識や経験を持ち寄りそれらを必要とする人とつながることで、「互助」のつながりを形成するコミュニティであり、「問い」から始まり「ありがとう」が生まれるコミュニケーションの習慣化と、生まれた「ありがとう」の可視化により、組織やコミュニティ内の関係性向上と生産性向上を実現しています。主力事業は、①Q&Aサイト「OKWAVE」を中心に、おすすめ商品を紹介するメディア「OKWAVEセレクト」、多彩で専門性の高いコンテンツを提供するメディア「OKWAVE media」、及びお客様の「心を潤す」商品を揃えるECサイト「OKWAVEショッピング」から構成される、主に個人向けのメディア事業と、②「OKWAVE」と連携することで顧客間や組織内でQ&A形式の互助コミュニケーションを作り出す「OKWAVE Plus」、及び可視化された「ありがとう」の交換で互助の絆や関係性を生むクラウドサンクスカード「GRATICA」といった、法人向けのSaaS事業（Software as a Service（サービス提供事業者側で稼働しているソフトウェアを、インターネット等を経由して、ユーザーが利用できるサービス））です。

当社は、2022年8月の新経営体制への移行後より、①内部管理体制の整備と強化、②債務超過の解消と財務改善、③収益力向上のためにコスト削減と売上高の維持・増加に取り組んでおります。

当社は、旧経営体制の下において不適切な開示が散見され、繰り返し内部管理体制の改善を誓約していた中で適時開示の規則違反が発生し、その審査中にも子会社管理が不全となっている事象が発生する等、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められ、株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）より2022年10月15日付で当社株式が特別注意銘柄に指定された後、①の内部管理体制の整備と強化について抜本的な改善を推し進めてきました。その結果、2024年4月15日付「内部管理体制確認書の再提出に関するお知らせ」に記載のとおり、名古屋証券取引所に内部管理体制確認書を提出し、2024年5月31日付「当社株式の特別注意銘柄及び監理銘柄（審査中）の指定解除に関するお知らせ」に記載のとおり、名古屋証券取引所が当社の内部管理体制等に問題があると認められないと判断したため、同日付で当社株式の特別注意銘柄指定が解除され、監理銘柄（審査中）の指定が解除されました。なお、現在は改善後の経過観察期間となっており、2028年6月までの間に再び重大な金融商品取引法違反や上場規則違反が新たに生じた場合や、整備された経営管理組織や社内諸規則等と実際の運用に大きな乖離があると名古屋証券取引所が認めた場合には、「監理銘柄（審査中）」へ指定の上、上場継続の適否について判断され、内部管理体制等が適切に整備・運用されていると認められない状態となった場合において、明らかに改善の見込みが

ないと認める場合は、その上場を廃止するものとされています。

②債務超過の解消と財務改善に関しましては、2023年9月29日に提出した2023年6月期（第24期）有価証券報告書及び2023年9月29日付「債務超過解消に向けた計画に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社は、2023年6月期連結会計年度末の連結純資産が△98,562千円の債務超過となり、名古屋証券取引所ネクスト市場（以下「名証ネクスト」といいます。）における上場維持基準（純資産）適合に向けた改善期間入り銘柄となりました。改善期間入り銘柄となることが見込まれる中、債務超過を解消するため、2023年5月12日開催の臨時株主総会において株主割当による新株予約権の発行（行使期間：2023年6月1日から2023年9月1日まで）を決議し、当該新株予約権の権利行使により総額757,371千円の資金調達を行ったことに加え、2023年9月13日を払込期日とする現物出資（借入金の株式化）により、191,664千円の負債性資金を資本性資金に転換しております。その結果、2024年6月期連結会計年度末における純資産は185,891千円となり、債務超過は解消され、2024年9月30日付「上場維持基準（純資産の額）に係る改善期間からの解除に関するお知らせ」に記載のとおり、上場維持基準（純資産の額）に係る改善期間から解除されました。

そして、現在、③収益力向上のためにコスト削減と売上高の維持・増加の取り組みを中心に進めております。当社は2024年9月30日付「上場維持基準（業績）に係る改善期間入りに関するお知らせ」に記載のとおり、最近4連結会計年度（2021年6月期から2024年6月期）における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負（いずれの連結財務諸表にも継続企業の前提に関する事項が注記されている）となったことから、上場維持基準（業績）に係る改善期間に入っております。進行期である2025年6月期に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならない場合、名証ネクストの上場維持基準である業績項目に該当し上場廃止になります。そのため、当社は、上場維持及び今後の成長に向けて、営業利益と営業キャッシュ・フローの創出を極めて喫緊の最重要課題としており、2024年8月23日付「2024年6月期_投資家向け決算説明会資料」にて記載のとおり、以下の施策の実施に重点を置いております。

- ① オフィス移転、最少人数での効率的な事業運営、専門家報酬の減額等によるコスト削減
- ② 広告収益の改善
- ③ 中長期を見据えた注力領域・事業ポートフォリオの創出
- ④ 上記③に適合したM&Aの実行

当中間連結会計期間（2024年7月1日～2024年12月31日）においては、クラウドサンクスカード「GRATICA」及びQ&Aコミュニティ「OKWAVE」と連携した「OKWAVE Plus」の売上高は、解約による導入企業数の減少はあったものの、顧客単価の改善により、前年同期とほぼ同水準での着地となりました。引き続き、カスタマーサクセスにより継続率を高め、マーケティングコストは最小限にする等効率的な事業運営を行い、パートナー企業との連携等により、潜在顧客層への効果的なアプローチを行い、継続収益を積み上げていくことに注力してまいります。

一方で、広告サービスは、検索エンジンのアルゴリズムアップデートの影響によるPV数の大幅な減少に伴い、アドネットワーク広告の売上が前年同期を下回る着地となりました。当中間連結会計期間においては、商品やサービスのおすすめを紹介するメディア「OKWAVEセレクト」において、純広告掲載による売上高が発生し、アドネットワーク広告以外の広告収益の獲得ができたものの、アドネットワーク広告の売上高の減少の影響が大きく、当中間連結会計期間の広告サービス売上高は、前年同期を下回る着地となりました。Q&Aコミュニティ「OKWAVE」のPV数の改善は喫緊の課題ですが、同時にアドネットワーク広告に依存しない収益モデルを構築することが課題であると認識しております。

新たな事業ポートフォリオの創出とM&Aの実行については、2024年7月31日付「株式会社オープンサイトの株式の取得（特定子会社の異動）に関するお知らせ」に記載のとおり、当社と株式会社オープンサイト（以下「オープンサイト」といいます。）両社の事業収益向上の核となる新規会員数の獲得を実現すること、さらに、両社の強みを生かした新たな事業領域の創出及びノウハウの共有による業務の効率化を図ることを目的に、中高年のオンラインマッチングサービスを提供しているオープンサイトの全株式の取得を行いました。これにより、同日付「資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり、2023年9月7日付「（変更）株主割当による新株予約権（非上場）の権利行使数確定に伴う資金使途の変更に関するお知らせ」にて開示しました第21回新株予約権の発行により調達した資金の使途を変更し、新規事業開発のための資金の一部をM&Aによる株式取得の資金に充当しております。

以上の結果、連結子会社であるOKWAVE USAの事業停止による売上高減少の影響があったものの、上記のとおり株式取得したオープンサイトの売上高27,425千円の取り込みにより、当中間連結会計期間の売上高は98,705千円（前年同期比19,624千円増）となりました。

当中間連結会計期間の営業損益におきましては、オープンサイトの新規連結によるのれん償却額が5,056千円発生し

たものの、当社従業員の退職（前期末までに発生した退職）により人件費が減少したこと、オフィス移転により地代家賃が減少したこと、支払報酬が減少したこと等により、総コスト（売上原価と販管費の合計）は前年同期比65,157千円減少しました。営業損益は前期から毎四半期改善しているものの、依然として固定費を回収できるまでの売上増加に至っておらず、その結果、当中間連結会計期間の売上総利益は35,541千円（前年同期は3,345千円の売上総損失）、営業損失81,773千円（前年同期は166,554千円の営業損失）となりました。

経常損益におきましては、当中間連結会計期間では、株主代表訴訟対応等の臨時の弁護士費用等の発生があり、経常損失81,887千円（前年同期は249,335千円の経常損失）となりました。また、Raging Bull合同会社に対する投資資金の回収不能の件について当社元監査役との和解金4,000千円の受取りがあったことにより、親会社株主に帰属する中間純損失79,960千円（前年同期は222,419千円の親会社株主に帰属する中間純損失）を計上しております。

このように、売上高及び各段階利益は前年同期と比べて改善しているものの、依然として当社は経営再建の途上にあり、上記のとおり名証ネクストの上場維持基準である業績項目に該当し、上場廃止になる可能性もあることから、営業損失の改善及び営業利益の創出が極めて喫緊に必要な状況です。加えて、当中間連結会計期間末における現金及び預金残高は、前期2024年6月期末と比較して80,451千円減少し192,600千円となっており、黒字化までの運転資金も、資金調達をしなければ賄えない状況にあります。このような状況の中、当面の目標である上場廃止の回避と、その後の持続的な成長を目的とした事業ポートフォリオ創出を実現するために、オープンサイトに続くM&A案件の探索と実行に向けたデューデリジェンスや、当社の成長を共に歩めるような資本業務提携先候補との交渉を進めてきましたが、いずれも①条件面が合わない、②当社のガバナンスに多大な影響を及ぼす、③不適當合併等に抵触する可能性がある、④極めて大規模な希薄化を伴う、といった理由から交渉は決裂しています。

上記の各種施策を検討・実施する過程において、2024年12月に、本新株式及び本新株予約権の割当予定先であるGFAとミーティング等を実施し、その後慎重に資本業務提携に向けた検討を重ねてまいりました。資金調達の必要性に加えて、特別注意銘柄の指定解除後である当社の状況を踏まえ、整備されたガバナンス体制の維持と不適當合併等の抵触回避について、当社の上場廃止回避と、その後の持続的な成長を目的とした議論を慎重に重ね、2025年3月にGFAを割当予定先とする第三者割当による本新株式の発行と本新株予約権の発行に係る基本的な枠組みを両社で固めました。かかる内容は、下記「(3) 資金調達方法の選択理由」と「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との間の関係」、同「(2) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり当社の現状に即したものであり、かつ、GFAは日本国内の上場会社を含むファイナンス引受やアレンジの実績があることに加えて、2025年4月1日にGFAの代表取締役役に就任した松田元氏は当社の元代表取締役社長であり、当社の事業を十分に熟知しております。さらには、2025年4月14日付「GFA株式会社からのWebプロモーション業務受託に関するお知らせ」及び「通期連結業績予想に関するお知らせ」に記載のとおり、GFAとは当社のメディアを活用したWebプロモーションに関する業務を受託し（以下「本営業取引」といいます。）、2025年6月期中に業務委託費金1億円の支払いが見込まれるため、2025年6月期末において営業キャッシュ・フローの黒字化が見込まれるものと考えております。なお、本契約に係る会計処理に関しては会計監査人の監査を受けたものではなく、会計処理に変更が生じる可能性があります。このように、本営業取引により当社の当面の目標である上場廃止の回避が可能となることに加えて、2025年4月17日付「資本業務提携契約の締結、第三者割当による新株式及び第24回新株予約権の発行並びに買取契約の締結に関するお知らせ」に記載のとおり、下記「(2) 資金調達方法の概要」に記載した資金調達方法（以下「本スキーム」又は「本資金調達」といいます。）により調達される資金を事業ポートフォリオ創出のための事業開発資金に充てることができ、GFAの展開するWeb3.0事業支援により当社のWeb3.0の思想に基づいた自律分散型インターネット事業を立て直し、両社でエコシステムの拡大を目指すことで、上場廃止回避後の持続的な成長を実現するという目的に適合すると考えたため、GFAとの間で資本業務提携を行うとともに同社に対して第三者割当により本新株式及び本新株予約権を発行することを決定いたしました。また、当社取締役による、上場廃止回避後の当社黒字化及び永続的な成長に向けたコミットメントが必要と考えたため、当社取締役である杉浦氏らに対しても、第三者割当により本新株予約権を発行することを決定いたしました。なお、杉浦氏らに対する本新株予約権の割当て及び杉浦氏らとの本買取契約の締結については、対象となる取締役がそれぞれ特別利害関係人に該当するため、各割当て及び締結ごとに当該取締役を除いた上で討議・検討を行い、当該取締役を除く当社取締役全員の賛成により決定いたしました。

また、当社とGFAとの間で合意している業務提携の内容は、以下のとおりであります。なお、当社及びGFAは、下記に掲げる事項以外の当社及びGFA間の各種事業・業務提携についても、当社及びGFAの持つリソースを用いた事業開発と相互の営業協力を実行・推進することにより、当社及びGFAの企業価値を向上させるという目的を達成するために、その実現に向けて誠実に協議を行うことを合意しております。上記資本業務提携は、当社がGFAに対して本新株式及び本新株予約権の発行を行うことを効力発生条件としております。

① 当社が運営するサービスにおいて、にゃんまるコイン（注）を実装すること

（注）にゃんまるコインとは、パチンコホール運営のマルハンによるIP「にゃんまる」をモチーフにした、ソラ

ナ（Solana）というブロックチェーン上のミームコイン（SNSやネットカルチャーで話題となった題材を用いて発行される暗号資産）です。

- ② 当社及びGFAグループ各社（GFA、その子会社及びその投資先（GFAが組合員である投資事業有限責任組合その他組合を含みます。）を総称していいいます。以下同じ。）のリソースやサービスを活用し、事業開発を行うこと
- ③ 当社及びGFAグループ各社のサービスについて、相互活用することや相互に営業協力を行うこと
- ④ 当社及びGFAが協力してM&Aを実行すること
- ⑤ 当社及びGFAは、相手方の業務を円滑に遂行させるため、合理的に必要な限度で、自らの従業員を相手方に向向させることができること
- ⑥ 当社は、GFAの指名する者として1名を、GFAを割当予定先とする本新株式及び本新株予約権の発行の効力発生後に開催される最初の当社の定時株主総会において当社の非業務執行取締役として選任するために必要となる措置を合理的に可能な限り講ずることとしており、現時点ではGFA専務取締役の片田朋希氏を予定しています
- ⑦ GFAは、当社の指名する者として1名を、GFAを割当予定先とする本新株式及び本新株予約権の発行の効力発生後に開催される最初のGFAの定時株主総会においてGFAの非業務執行取締役として選任するために必要となる措置を合理的に可能な限り講ずることとしており、現時点では当社代表取締役社長の杉浦元氏を予定しています

(2) 資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が、GFAを割当先として本新株式を割り当てるほか、GFA及び杉浦氏らを割当先として本新株予約権を割り当て、その行使が行われることによって当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、本新株式についてGFAとの間で、本新株予約権についてGFA及び杉浦氏らとの間で、本新株式及び本新株予約権の募集に係る本有価証券届出書による届出の効力が発生した場合には、本買取契約を締結する予定です。

(3) 資金調達方法の選択理由

上記「(1) 資金調達の目的」に記載した資金使途の目的に適う資金調達の方法を検討していましたところ、GFAと当社との協議の結果、本新株式の発行及び本新株予約権の発行による資金調達手法である本スキームの内容を固めました。本スキームは、第一に、2025年4月17日付「資本業務提携契約の締結、第三者割当による新株式及び第24回新株予約権の発行並びに買取契約の締結に関するお知らせ」に記載のとおり、GFAとの資本業務提携契約を締結することにより、当社の上場維持及び今後の成長に向けて極めて喫緊の最重要課題である、進行期の2025年6月期における営業利益と営業キャッシュ・フローの創出に資するものです。また、当社は、2025年4月14日よりGFAから、当社運営のウェブサイト上にGFAに関するバナー広告又はメディア広告記事を掲載するというWebプロモーション業務の受託という形で営業協力をいただいております。GFAは重要な取引先であります。第二に、本資金調達により調達される資金を事業ポートフォリオ創出のための事業開発資金に充てることができることに加えて、2025年4月17日付「資本業務提携契約の締結、第三者割当による新株式及び第24回新株予約権の発行並びに買取契約の締結に関するお知らせ」に記載のとおり、GFAの展開するWeb3.0事業支援により当社のWeb3.0の思想に基づいた自律分散型インターネット事業を立て直し、両社でエコシステムの拡大を目指すことで、上場廃止回避後の持続的な成長を実現することができます。また、GFAは中長期的な投資を方針としているため、安定株主を中長期にわたって得ると共にGFAとのパートナーシップをより盤石にさせることが期待できます。第三に、本スキームは時価発行であり、希薄化を最小限に抑えながら必要資金を確保することができます。第四に、割当先である杉浦氏らに加えて、GFAは中長期保有を投資方針としており、本新株式の取得及び本新株予約権の行使により取得する当社株式につき、中長期に保有することで、当社の経営基盤を安定化させることと、当社が中長期的に安定した成長軌道確立するための資金確保をするよう設計されております。

当社は、下記「(4) 本新株予約権の特徴」に記載の本新株予約権のメリット及びデメリット、並びに「(5) 他の資金調達方法」に記載の他の手法を検討した結果、大規模な希薄化、株価への影響、行使と資金調達のタイミングを当社がコントロールできないといったデメリットを考慮しても、デメリットを上回るメリットは非常に大きく、目標とする事業改革及び改革に必要な資金調達を行うには、本スキームが最良であるという結論に至りました。

(4) 本新株予約権の特徴

本新株予約権は調達資金の最大額が固定されており、あわせて、本新株予約権の行使価額と割当株式数が固定されております。また、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

〔本新株予約権のメリット〕

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、発行当初から行使価額は原則として53円で固定されており、いわゆるMSワラントのように将来

的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数は、発行当初から15,726,500株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

② 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本買取契約において譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

③ 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の発行要項には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨が定められています。当社は、取得した本新株予約権を消却します。

[本新株予約権のデメリット]

① 当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

② 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

③ 既存株式の希薄化の発生

借入れ又は社債と異なり、全ての本新株予約権が行使された場合に交付される当社普通株式数15,726,500株（議決権数157,265個）により、2024年12月31日現在における発行済株式総数40,729,104株（議決権総数407,261個）に対して、38.61%（議決権総数に対し38.62%）の希薄化が生じることになります。

④ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

本新株予約権の割当予定先であるGFA及び杉浦氏らの当社普通株式の保有方針は、中長期保有目的ではあるものの、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

⑤ 不行使期間が存在しないこと

本スキームは、短期間における確実な資金調達を優先するため、新株予約権を行使できない期間を当社が任意に設定できるといった設計とはしていません。したがって、株価の下落局面における権利行使を当社がコントロールすることはできません。

(5) 他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

現在の当社の企業規模及び財務状況に鑑みると、現時点で公募増資の引受け手となる証券会社は存在せず、公募増資は今回の資金調達方法の選択肢とはなりません。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(c) 新株式の全量第三者割当増資

本新株式及び本新株予約権の対象となる当社普通株式の全ての株式数分に相当する本新株式の発行を第三者割当の方法により行う場合、一時に資金調達を可能とする反面、1株当たり利益の希薄化も一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。他方、今回の本新株式の発行と本新株予約権の発行の組み合わせの場合、既存株主の利益に配慮しつつ、当面の必要資金を確実に調達するとともに、中長期的な企業成長に応じた資金調達に期待ができることから、現時点では最適な資金調達方法であると判断いたしました。

た。

② 新株予約権付社債（MSCB含む。）

新株予約権付社債は、発行時に払込金額の全額が払い込まれるため、発行会社にとっては早期に資金需要を満たすことができる利点がありますが、その代わりに全額の転換が完了するまでの間新株予約権付社債の保有者が発行会社のクレジットリスクを負担することになるため、その引受先は限られます。今回は、新株予約権付社債によって、当社が必要とする資金を十分に調達できる提案を受けておりません。また、割当予定先からも本資金調達と同等のタイミング、規模にて新株予約権付社債を引き受けることはできない旨を聞いております。加えて、MSCBの場合、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

③ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績も乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない中、現在の当社の財務状況に鑑みると引受け手となる証券会社は存在せず、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間に於いて経常赤字を計上しており、名古屋証券取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。また、新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主への無償割当については、既存株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、また、株主の皆様が投資行動によっては調達する資金の額が想定を下回るおそれがあるなか、当社株主は多数に及んでおり、さらに直近の当社の業績に鑑みると、既存株主の皆様のご理解を得ることは難しく、必要資金を満たす調達は困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することとしました。

④ 借入れ・社債・劣後債による資金調達

借入れ、社債又は劣後債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性がさらに低下しますし、現状の当社の財務状況に鑑みて、資金の出し手を見つけることは困難であると考えます。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記(2)に定める口座に入金された日に発生します。

3. 本新株予約権に係る株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

該当事項はありません。

5. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

6. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,040,105,130	15,750,000	1,024,355,130

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込金額の総額199,995,500円に、本新株予約権の払込金額6,605,130円と本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額833,504,500円を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用9,000千円、調査費用250千円、独立第三者による意見書取得費用1,200千円、新株予約権評価費用1,500千円、登記費用3,000千円等の合計額です。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

＜前回の資金調達における資金使途＞

当社が、2023年2月28日付の当社取締役会にて決議した株主割当による新株予約権による調達資金につきましては、2024年7月31日に開示しております「資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり資金使途を変更した後の、手取金の使途及び充当予定額に対する充当状況（2025年3月末日現在）は以下のとおりであります

＜株主割当における資金使途＞

具体的な使途	充当予定額	充当状況	充当時期又は充当予定時期
①内部管理体制の整備のため及び単月黒字化までの運転資金			
運転資金（人件費、報酬支払、広告宣伝費等）	310百万円	310百万円	2023年9月～ 2024年12月
②借入金の返済			
外部借入金の返済資金	270百万円	270百万円	2023年8月～ 2023年11月
③新規事業開発のための資金			
事業開発等に必要な資金	175百万円	125百万円	2023年9月～ 2025年6月

新規事業開発のための資金

番号	事業開発分野	充当予定額	充当状況	充当時期又は充当予定時期
1	M&Aによる株式取得	100百万円	100百万円	2024年7月～2024年8月
2	CC向けベンダー	35百万円	25百万円	2023年10月～2025年6月
3	HR/組織開発	18百万円	—	2023年10月～2025年6月
4	自治体DX	18百万円	—	2023年10月～2025年6月
5	医療／介護	4百万円	—	2023年10月～2025年6月

＜本新株式及び本新株予約権の発行における手取金の使途について＞

本新株式の発行並びに本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計約1,024百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
--------	---------	--------

事業ポートフォリオ創出のための M&A及び事業開発資金	1,024	2025年7月～2027年6月
--------------------------------	-------	-----------------

- (注) 1. 当社は、本新株式及び本新株予約権の発行により調達した資金を速やかに支出する計画ではありますが、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金にて安定的な資金管理を図る予定であります。
2. 本新株予約権の行使状況により、実際の調達金額が上記支出予定金額に満たない場合には、自己資金又は借入等も活用して、可能な限り上記の方針に沿った事業活動を展開する予定であります。
3. 資金使途又は金額について変更があった場合には、その内容を速やかに開示・公表いたします。

当社は、2024年9月30日付「上場維持基準（業績）に係る改善期間入りに関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、最近4連結会計年度（2021年6月期から2024年6月期）における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負（いずれの連結財務諸表にも継続企業の前提に関する事項が注記されている）となったことから、上場維持基準（業績）に係る改善期間に入っております。進行期である2025年6月期に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならないときには、名証ネクストの上場維持基準である業績項目に該当し上場廃止になります。そのため、当社は、上場維持、また上場を維持した後のさらなる成長に向けて、営業利益と営業キャッシュ・フローの創出を極めて喫緊の最重要課題としており、2024年8月23日付「2024年6月期_投資家向け決算説明会資料」にて記載のとおり、以下の施策の実施に重点を置いております。

- ① オフィス移転、最少人数での効率的な事業運営、専門家報酬の減額等によるコスト削減
- ② 広告収益の改善
- ③ 中長期を見据えた注力領域・事業ポートフォリオの創出
- ④ 上記③に適合したM&Aの実行

上場維持については、前述のとおりGFAとの本営業取引により、2025年6月末において営業キャッシュ・フローの黒字化を見込んでいます。そして、本新株式の発行及び本新株予約権の発行により、調達する資金の使途の詳細は以下のとおりです。

上記「③中長期を見据えた注力領域・事業ポートフォリオの創出」については、「2024年6月期_投資家向け決算説明会資料」のスライド「今後の注力領域・事業ポートフォリオ」に記載のとおり、当社の持つリソースと社会環境の変化を見据えて、「ライフイベント」と「ライフスタイル」各領域の事業を展開していく計画です。こうした方針のもと、2024年7月31日付「株式会社オープンサイトの株式の取得（特定子会社の異動）に関するお知らせ」に記載のとおり、当社とオープンサイト両社の事業収益向上の核となる新規会員数の獲得を実現すること、さらに、両社の強みを生かした新たな事業領域の創出及びノウハウの共有による業務の効率化を図ることを目的に、中高年のオンラインマッチングサービスを提供しているオープンサイトの全株式の取得を行いました。これにより、同日付「資金使途の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、2023年9月7日付「（変更）株主割当による新株予約権（非上場）の権利行使数確定に伴う資金使途の変更に関するお知らせ」にて開示しました第21回新株予約権の発行により調達した資金の使途を変更し、新規事業開発のための資金の一部をM&Aによる株式取得の資金に充当しております。

当社はこれまで、オープンサイトに続くM&A案件の探索をしてまいりましたが、今後は更に、割当予定先からの業務協力を得ながら、これまでと異なる視点や知見、ネットワークを活用し、新たな事業及びシナジーを有する企業とのM&Aや新規企業への投資等を進めてまいります。そして、早期の黒字化を目指し、そのために必要な資金を適切に投資して迅速な経営改善に努めます。

なお、当社はM&A及び事業投資の相手先企業と交渉する上で、手元の資金の大小や機動的な資金調達ができるかどうか、相手先企業やM&Aを目論む競合会社との競争や交渉力に影響することを何度も実感してまいりました。そこで、潜在的なM&A及び資本業務提携の機会を逸しないためにも、あらかじめ当該資金を確保しておくことが大変重要だと考えております。複数の案件の紹介をM&Aの仲介会社等から受けておりますが、まずは手元資金の確保を優先しているため、現時点においてどのような企業との間でM&Aや新規事業を行うかについて、具体的な計画や資金の支出先は確定しておりません。今後2年程度の期間で、今後の注力領域・事業ポートフォリオ領域において、当社のサービスの利用者の人生を後押しするような「学び」や「挑戦」をキーワードにした領域を中心に、一件あたり5,000万円から3億円規模の買収や事業投資を3件程度実現したいと考えており、さらに具体的な戦略を今後検討してまいります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との間の関係

<GFA>

a. 割当予定先の概要	名称	GFA株式会社
	本店の所在地	東京都港区南青山二丁目2番15号
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第23期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月28日 関東財務局長に提出 (半期報告書) 事業年度 第24期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 2024年11月14日 関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	当社及び割当予定先は本営業取引を行っております。なお、当社はGFAとの間で、2025年4月17日付「資本業務提携契約の締結、第三者割当による新株式及び第24回新株予約権の発行並びに買取契約の締結に関するお知らせ」に記載のとおり、2025年4月17日付で資本業務提携契約を締結しております。

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

<杉浦 元>

a. 割当予定先の概要	氏名	杉浦 元
	住所	東京都江東区
	職業の内容	会社役員
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社株式760,000株（発行済株式数の1.87%）及び当社新株予約権1,825個（潜在株式数182,500株）を所有しております。 なお、共同保有者として、杉浦氏が代表取締役を務める株式会社エリオスが、当社株式296,000株（発行済株式数の0.73%）を所有しております。
	人事関係	当社代表取締役です。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

<山本 峰義>

a. 割当予定先の概要	氏名	山本 峰義
	住所	大阪府茨木市
	職業の内容	会社役員
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社取締役です。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

<関 常芳>

a. 割当予定先の概要	氏名	関 常芳
	住所	東京都世田谷区
	職業の内容	会社役員
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社取締役です。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

（注）割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

<中村 真広>

a. 割当予定先の概要	氏名	中村 真広
	住所	神奈川県相模原市
	職業の内容	会社役員
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社取締役です。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

（注）割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

(2) 割当予定先の選定理由

<GFA>

当社は、上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券（第24回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由（1）資金調達の目的」に記載した資金使途の目的に適う、早期に可能な限り多額の資金を調達可能な資金調達の方法を検討しておりましたところ、2024年12月に、本新株式及び本新株予約権の割当予定先であるGFAとミーティング等を実施し、その後慎重に資本業務提携に向けた検討を重ね、2025年3月にGFAを割当予定先とする第三者割当による新株式の発行と新株予約権の発行に係る基本的な枠組みを両社で固めました。この間当社では、複数企業との資本業務提携等を検討しておりましたが、いずれも①条件面が合わない、②当社のガバナンスに多大な影響を及ぼす、③不適當合併等に抵触する可能性がある、④極めて大規模な希薄化を伴う、といったものでありました。しかし、GFAからの提案は他社からの提案と比較して、ファイナンス条件においては時価での引き受けと最も当社の企業価値や株式価値を損ねないものであるだけでなく、業務提携に関する提案があり、両社のシナジーと当社の企業価値向上を検討できるものでした。また、GFAは東京証券取引所スタンダード市場に上場する企業であること、「(6)割当予定先の実態」に記載のとおり、外部専門機関の調査も行ったうえでGFA及びその代表取締役である松田元氏等について、反社会的勢力等の関与事実は確認されない旨の報告書を取得したこと、GFAの代表取締役である松田元氏は当社の元代表取締役ですが、GFAへの質問書に対する当社への回答及び代表取締役の松田元氏と専務取締役の片田朋希氏に対するヒアリングにて、2023年12月14日付「当社元役員等に対する訴訟への共同訴訟参加に関するお知らせ」記載の、当社が共同参加し訴訟を行っている当社元代表取締役、当社元取締役3名とは一切の関係がないことを確認いたしました。

加えて、GFAについては、「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載のとおり、本新株予約権の引受における当社の「①事業ポートフォリオ創出のためのM&A及び事業開発資金」の調達における中心的役割を担うことに加え、GFAは日本国内の上場会社を含むファイナンス引受やアレンジの実績があること、かつ、2025年4月1日にGFAの代表取締役に就任した松田元氏は当社の元代表取締役社長であり、当社の事業を十分に熟知しております。さらには、2025年4月14日付「GFA株式会社からのWebプロモーション業務受託に関するお知らせ」及び「通期連結業績予想に関するお知らせ」に記載のとおり、GFAとは本営業取引を受託し、2025年6月期中に業務委託費金1億円の支払いが見込まれるため、2025年6月期末において営業キャッシュ・フローの黒字化を見込んでおり、当社の当面の目標である上場廃止の回避が可能となることに加えて、2025年4月17日付「資本業務提携契約の締結、第三者割当による新株式及び第24回新株予約権の発行並びに買取契約の締結に関するお知らせ」に記載のとおり、本資金調達により調達される資金を事業ポートフォリオ創出のための事業

開発資金に充てることができ、GFAの展開するWeb3.0事業支援により当社のWeb3.0の思想に基づいた自律分散型インターネット事業を立て直し、両社でエコシステムの拡大を目指すことで、上場廃止回避後の持続的な成長を実現するという目的に適合すると考えたため、GFAとの間で資本業務提携を行うとともに同社に対して第三者割当により本新株式及び本新株予約権を発行することを決定いたしました。

なお、当社監査役3名からは、GFAとの資本業務提携について、特に、GFAからの役員の指名に係る条項を設けることについて、GFAとの間で一定の取引等も合理的に想定され、それについて慎重かつ活発な意見交換が必要であり、また、指名される役員数を含めた役員選任の必要性・適格性等について当社独自に慎重に検討すべきであり相当でない旨の意見がありました。この点に関しては、取締役会については、必要な情報管理の上、また、利益相反や特別利害関係についても慎重な配慮の上運営するものであり、また、資本業務提携契約における条項によっても、当社の任意の指名報酬委員会にての必要性・適格性判断をふまえた慎重な取締役候補者選定手続が予定されるものであることから、当社として、相当性に問題はないものと判断しております。

<杉浦氏ら>

当社は、旧経営体制の下において不適切な開示が散見され、繰り返し内部管理体制の改善を誓約していた中で適時開示の規則違反が発生し、その審査中にも子会社管理が不全となっている事象が発生する等、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められ、名古屋証券取引所より2022年10月15日付で当社株式が特別注意銘柄に指定された後、当社代表取締役である杉浦元、取締役山本峰義の2名は2022年8月の新経営体制への移行後より、取締役関常芳、中村真広の2名は2023年9月より、①内部管理体制の整備と強化、②債務超過の解消と財務改善、③収益力向上のためにコスト削減と売上高の維持・増加に取り組んでまいりました。今後は、これら4名の当社取締役による、上場廃止回避後の当社黒字化及び持続的な成長に向けたコミットメントが必要と考えたため、当社取締役である杉浦氏らに対しても、第三者割当により本新株予約権を発行することを決定いたしました。

(3) 割り当てようとする株式の数

割当先の名称又は氏名	本新株式	本新株予約権（目的となる株式数）
GFA	3,773,500株	97,265個（9,726,500株）
杉浦 元	—	50,000個（5,000,000株）
山本 峰義	—	5,000個（500,000株）
関 常芳	—	2,500個（250,000株）
中村 真広	—	2,500個（250,000株）
合計	3,773,500株	157,265個（15,726,500株）

(4) 株券等の保有方針

<GFA>

割当予定先であるGFAは、本資金調達により取得する当社普通株式について、基本的な方針として中長期的に保有する意図をもって引き受ける旨、また、本新株予約権の行使に要する資金が手元で不足する場合には行使により取得した当社普通株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行う予定である旨を口頭により確認しております。なお、GFAが当社の経営権の獲得や支配権の獲得を目的としていないことについては、資本業務提携契約書内にその旨を規定し合意済みです。

また、本買取契約において、割当予定先による本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。

なお、当社はGFAから、本新株式の払込期日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を名古屋証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

<杉浦氏ら>

杉浦氏らは当社の取締役であり、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を中長期的に保有する意思を有している旨を確認しておりますが、一部割当予定先からは、本新株予約権の行使に要する資金が手元で不足する場合には行使により取得した当社普通株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行

う予定である旨を口頭により確認しております。

また、本買取契約において、割当予定先による本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

<GFA>

割当予定先であるGFAの財政状態について、GFAの直近の2025年3月期第3四半期決算短信における四半期連結貸借対照表を確認し、また割当予定先を名義とする銀行口座の写し（2025年3月11日付）を取得し、本新株式の引受に係る払込みに要する資金及び本新株予約権の割当日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。また、同金額が自己資金であることを、GFAより口頭にて確認しております。

なお、GFAはファイナンス業務を行う他、投融資事業としてIT分野、特にブロックチェーン技術やICO、マイニング事業・AIの分野に投融資を積極的に行っており、当社取締役会においても本新株予約権の行使が可能なのかどうかという意見もありましたが、GFAは、基本的に本新株予約権の行使を行い、本新株予約権の行使に要する資金が手元で不足する場合には行使により取得した当社普通株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、GFAは本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

<杉浦氏ら>

割当予定先である杉浦氏らの資金の状況について、杉浦氏、山本氏については2025年4月8日時点、関氏については同月11日時点、中村氏については同月12日時点の銀行口座の写しを確認しており、いずれも自己資金であることを口頭により確認しております。また、一部割当予定先からは、本新株予約権の行使に要する資金が手元で不足する場合には行使により取得した当社普通株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行う予定である旨を口頭により確認しており、さらに、杉浦氏からは、本新株予約権の行使が必要な際に当該行使に要する資金が手元で不足する場合には、行使代金を知人等から借入をするなどして賄うという意向を受けており、本新株予約権の割当日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

(6) 割当予定先の実態

<GFA>

当社は、割当予定先であるGFA及びその代表取締役である松田元氏等について、反社会的勢力等と何らかの関係の有していないかを、コーポレート・ガバナンスに関する報告書のほか過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、GFAが反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、GFAからは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（住所：東京都千代田区九段南二丁目3番14号 靖国九段南ビル2F、代表取締役：小板橋仁）にGFA及びその代表取締役である松田元氏等について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2025年3月24日、GFA、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実が確認されない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は、GFA、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を名古屋証券取引所に提出しております。

<杉浦氏ら>

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書で開示しているとおり、割当予定先である杉浦氏らを含む当社の役職員が反社会的勢力との関係を一切もたないことを方針としております。杉浦氏らは当社取締役であることから第三者調査機関による調査は行わず、杉浦氏らが反社会的勢力等と何らかの関係の有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、杉浦氏らが反社会的勢力でない旨を今回改めて確認いたしました。また、杉浦氏らからは、役員就任時及びその後の一定の時点において、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株式には譲渡制限は付されていません。

また、本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

① 本新株式発行

本新株式の発行価額は、割当予定先と協議した結果、本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日（2025年4月16日）の当社普通株式の名古屋証券取引所終値53円と同額としています。本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日の終値を基準とした理由は、算定時に最も近い時点の市場価格であり、現時点における当社株式価値を適正に反映しているものと判断したためであります。なお、当該払込金額は、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前1ヶ月間の終値の平均値である49円（単位未満四捨五入）に対しては8.16%のプレミアム、直前3ヶ月間の終値の平均値である49円（単位未満四捨五入）に対しては8.16%のプレミアム、直前6ヶ月間の終値の平均値である51円（単位未満四捨五入）に対しては3.92%のプレミアムとなります。

また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、上場会社が第三者割当による株式の発行を行う場合、その払込金額は株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されているところ、本新株式の払込金額は当該指針に準拠しており、会社法第199条第3項の割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

なお、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員からも、上記と同様の理由により、上記方法により決定される払込金額は、会社法第199条第3項の割当予定先に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

② 本新株予約権発行

当社は、本新株予約権の発行要項及び本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町1-11-28、代表取締役：能勢元）に依頼しました。当該算定機関と割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、予定配当率、無リスク利率、株価変動性、当社と割当予定先の行動等についての一定の前提を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との協議を経て、本新株予約権1個当たりの払込金額を当該評価額と同額である42円としました。また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前営業日（2025年4月16日）の当社普通株式の名古屋証券取引所終値53円と同額としました。

本新株予約権の払込金額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価（53円）、行使価額（53円）、配当率（0%）、満期までの期間（2年間）、無リスク利率（0.632%）、株価変動性（43.88%）、当社と割当予定先の行動等について、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権の本買取契約に定められた諸条件を考慮し、評価を実施しました。当社取締役会は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理的点は見当たらないことから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額であるため、本新株予約権の払込金額は、特に有利な金額に該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、本新株予約権の行使価額の決定にあたっては、本新株予約権の行使価額は本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前営業日（2025年4月16日）の当社普通株式の名古屋証券取引所終値53円と同額の時価であること、希薄化を最小限に抑えながら必要資金を確保することができること、同時期に当社において検討をしていた他の複数のファイナンスと条件を比較し、最も当社の企業価値や株式価値を損ねないものであることか

ら、本新株予約権の行使価額は適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

当社取締役会による上記判断は、杉浦氏らに対する本新株予約権の発行について、対象となる取締役がそれぞれ特別利害関係人に該当するため、各割当て及び締結ごとに当該取締役をそれぞれ除いた上で討議・検討を行い、当該取締役を除く当社取締役全員の賛成により決定いたしました。

なお、監査役3名全員(うち社外監査役3名)から、本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の発行要項の内容及び上記算定根拠に照らした結果、本新株予約権の評価額と同額であることから、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ3,773,500株及び15,726,500株の合計19,500,000株（議決権数195,000個）となり、2024年12月31日現在における発行済株式総数40,729,104株（議決権総数407,261個）に対して、47.88%（議決権総数に対し47.88%）（小数点以下第3位を四捨五入）にあたります。

したがって、既存株式の希薄化率が25%以上となることから、名古屋証券取引所の有価証券上場規程に基づき、経営陣から一定程度独立した者による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

本資金調達には、既存株式の大規模な希薄化及び株主構成の変化を伴い、短期的には流通株式の増加による株価の下落等、既存株主の皆様にも不利益を与えることとなりますが、上述の当社の財務状況及び緊急の資金需要を考慮し、当社は、収益構造の欠陥を改善し抜本的な構造改革を完遂するためには現時点で最大限調達可能な資金を調達する必要があると判断しております。当社は、本資金調達により調達した資金を上記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した各資金使途に充当する予定であり、これは当社の企業価値の向上を実現し、売上及び利益を向上させるとともに、安定した業績の拡大に寄与するものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ3,773,500株及び15,726,500株の合計19,500,000株（議決権数195,000個）であり、2024年12月31日現在における発行済株式総数40,729,104株（議決権総数407,261個）に対して、47.88%（議決権総数に対し47.88%）の希薄化が生じることになります。したがって、25%以上の希薄化が生じ、支配株主の異動が生じることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権 数に対す る所有議 決権数の 割合(%)
GFA株式会社	東京都港区南青山二丁目 2番15号	—	—	13,500,000	22.42
杉浦 元	東京都江東区	760,000	1.87	5,760,000	9.56
株式会社ブイ・シー・エヌ	東京都渋谷区恵比寿西1 丁目8-1	3,496,100	8.58	3,496,100	5.80

公益財団法人こどもの未来 創造基金	東京都渋谷区広尾1丁目 3番18号 広尾オフィス ビル3階	2,984,000	7.33	2,984,000	4.95
山岸 透	埼玉県さいたま市緑区	1,031,000	2.53	1,031,000	1.71
大島 豊子	大阪府大阪市都島区	950,000	2.33	950,000	1.57
福田 道夫	千葉県大網白里市	911,200	2.24	911,200	1.51
渡邊 秀和	埼玉県さいたま市大宮区	800,300	1.97	800,300	1.33
佐藤 悠大	東京都渋谷区	708,600	1.74	708,600	1.18
アークホールディングス株 式会社	東京都渋谷区南平台町15 番13号 帝都渋谷ビル3 F	686,800	1.69	686,800	1.14
計	—	12,328,000	30.27	30,828,000	51.19

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2024年12月31日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。
2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2024年12月31日現在の総議決権数407,261個に基づき、本新株式及び本新株予約権の行使による普通株式の発行により増加する議決権数（195,000個）を加えた数で除して算出した数値となります。
3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. 割当予定先の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。GFAより、本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を、中長期保有の方針に基づき保有する旨、また、本新株予約権の行使に要する資金が手元で不足する場合には行使により取得した当社普通株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行う予定である旨を口頭にて確認しております。また、杉浦氏は当社の取締役であり、本新株予約権の行使により取得する当社株式を中長期的に保有する意思を有している旨を確認しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第24回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由」に記載のとおりであります。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本資金調達によって増加する潜在株式数は、2024年12月31日時点の発行済普通株式数の47.88%（議決権ベースで47.88%）であり、上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、25%以上の希薄化が生じることとなり、大規模な第三者割当に該当します。

しかし、当社取締役会は、大規模な希薄化を伴うことを考慮しても、本資金調達による調達資金は、事業ポートフォリオ創出のためのM&A及び事業開発資金に充当する予定であり、これらは当社が収益構造を改善する財務基盤の安定化を図るために必要不可欠であると考えていることから、既存株主の皆様にとっても有益であり、発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると判断しております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

上述のとおり、本資金調達により25%以上の希薄化が生じるため、名古屋証券取引所の定める有価証券上場規程第440条の定めにより、①経営陣から一定程度独立した者による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②株主総会の決議等（勧告的決議を含む。）の株主の意思確認のいずれかが必要となります。

当社は、本資金調達について、2025年6月期に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならない場合には上場廃止になる可能性もあるという現在の当社の財務状況及び迅速に本資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本資金調達に係る株主総会決議により株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでに1ヶ月以上の日数を要するため決算期末に極めて近接するタイミングまで資金調達ができず不安定な状況が続くこと、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営陣から一定程度独立した者による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

当社は、経営陣から独立した者として当社と利害関係のない社外有識者である弁護士の中内大將氏（牛島総合法律事務所）に、本資金調達の実現性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2025年4月16日に入手しております。

なお、中内氏の意見の概要は以下のとおりです。

1. 結論

本新株式の発行及び本新株予約権の発行（以下「本第三者割当」という。）について必要性及び相当性が認められるとする貴社の判断について、問題は無いと見做す。

2. 本第三者割当の必要性

本第三者割当は、以下の①ないし⑧からすれば、本第三者割当の必要性があるとする貴社の判断は合理性があると思料する。

- ① 本届出書第1・4（2）（注）1（1）によれば、貴社は、最近4連結会計年度（2021年6月期から2024年6月期）における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負（いずれの連結財務諸表にも継続企業の前提に関する事項が注記されている）となったことから、上場維持基準（業績）に係る改善期間に入っており、進捗期である2025年6月期に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならない場合、貴社は、名証ネクストの上場維持基準である業績項目に該当し上場廃止となる。
- ② 貴社株式が上場廃止となると、貴社株主は、貴社株式を譲渡することによって投下資本の回収を図ることが極めて困難になるため、上場廃止を回避することが貴社株主の利益にとって重要である。
- ③ 貴社は、GFAから、本営業取引を受託することを予定しており、これにより営業活動によるキャッシュ・フローが黒字化し、貴社の喫緊の課題である上場廃止の回避が可能となること、本営業取引は本第三者割当の実行が前提となっている。
- ④ また、本届出書第1・4（2）（注）1（1）によれば、貴社は、上場維持及び上場維持後のさらなる成長に向けた、営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの創出を極めて喫緊の最重要課題としており、そのために、以下の施策に重点を置いている。
 - i. オフィス移転、最少人数での効率的な事業運営、専門家報酬の減額等によるコスト削減
 - ii. 広告収益の改善
 - iii. 中長期を見据えた注力領域・事業ポートフォリオの創出
 - iv. 上記iiiに適合したM&Aの実行
- ⑤ 本届出書第1・5（2）によれば、上記iii及びivの施策として、オープンサイトの買収に続き、「学び」や「挑戦」をキーワードにした領域を中心に、5000万円から3億円規模のM&Aを3件程度行うことにより中長期を見据えた注力領域・事業ポートフォリオの創出を目指している。
- ⑥ この点、現時点で具体的な対象会社等は決定していないものの、本届出書第1・5（2）によれば、M&A及び資本業務提携の成功には、手元の資金の大小や機動的な資金調達ができるかどうか重要であり、潜在的なM&A及び資本業務提携の機会を逸しないために、あらかじめ手元の資金を確保しておくことには合理性が認められる。
- ⑦ さらに、貴社は、本届出書第1・4（2）（注）1（1）によれば、GFAとの本資本業務提携等、協業による営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの創出を目指しているところ、この経営方針に不合理な点は認められない。また、本資本業務提携が本第三者割当を効力発生条件としていることからすれば、貴社がGFAと本資本業務提携を行うという観点からも本第三者割当による資金調達の必要性が認められる。
- ⑧ 貴社は、本届出書第1・5（2）によれば、2023年2月28日付の貴社取締役会にて決議した株主割当による新株予約権によっても資金調達をしているところ、この際に調達した約5000万円が手取金として手元に残っている。しかし、上記⑤のとおり、5000万円～3億円のM&Aを行うための手元資金を確保するという資金調達の目的に照らせば、手取金として手元に残っている約5000万円では金額として不足している。したがって、既存の資金調達による手取金約5000万円が手元に残っていることを踏まえても、本第三者割当による資金調達の必要性が認められる。

3. 本第三者割当の相当性

本第三者割当は、以下のスキーム選択の相当性、発行条件の相当性、割当予定先の相当性、本第三者割当に係る払込み及び本資本業務提携の実現性に照らして、相当性が認められる。

（１）スキーム選択の相当性

ア. 本第三者割当のスキームの特徴

（ア）本第三者割当のスキームのメリット

貴社は、本新株予約権のメリットについて、以下のとおり分析している（本届出書第1・4（2）（注）1（4））。

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、発行当初から、行使価額が、原則として、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前営業日（2025年4月16日）の貴社普通株式の株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」という。）終値と同額で固定されており、いわゆるMSワラントのように将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはない。また、本新株予約権の対象株式数は、発行当初から15,726,500株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはない。

② 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつGFA及び杉浦氏らとの間で締結予定の本新株予約権の買取契約において譲渡制限が付されており、貴社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されない。

③ 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の発行要項には、本新株予約権の取得が必要と貴社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、貴社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨が定められている。貴社は、取得した本新株予約権を消却する。

（イ）本第三者割当のスキームのデメリット

貴社は、本新株予約権のデメリットについて、以下のとおり分析している（本届出書第1・4（2）（注）1（4））。

① 当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされる。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではない。

② 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という貴社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できない。

③ 既存株式の希薄化の発生

借入れ又は社債と異なり、全ての本新株予約権が行使された場合に交付される貴社普通株式数15,726,500株（議決権数157,265個）により、2024年12月31日現在における発行済株式総数40,729,104株（議決権総数407,261個）に対して、38.61%（議決権総数に対し38.61%）の希薄化が生じることになる。

④ 割当予定先が貴社普通株式を市場売却することにより貴社株価が下落する可能性

本新株予約権の割当予定先であるGFA及び杉浦氏らの貴社普通株式の保有方針は、中長期保有目的ではあるものの、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性がある。かかる貴社普通株式の売却により貴社株価が下落する可能性がある。

⑤ 不行使期間が存在しないこと

本第三者割当のスキームは、短期間における確実な資金調達を優先するため、新株予約権を行使できない期間を貴社が任意に設定できるといった設計とはしていない。したがって、株価の下落局面における権利行使を貴社がコントロールすることはできない。

（ウ）他の資金調達方法との比較

貴社は、本第三者割当のスキームと他の資金調達方法との比較について、以下のとおり分析していること（本届出書第1・4（2）（注）1（5））。

① 新株式発行による増資

（a）公募増資

現在の貴社の企業規模及び財務状況に鑑みると、現時点で公募増資の引受け手となる証券会社は存在

せず、公募増資は今回の資金調達方法の選択肢とはならなかった。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、貴社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なのかの目処を立てることが非常に困難であった。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断した。

(c) 新株式の全量第三者割当増資

本新株式及び本新株予約権の対象となる貴社普通株式の全ての株式数分に相当する本新株式の発行を第三者割当の方法により行う場合、一時に資金調達を可能とする反面、1株当たり利益の希薄化も一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられる。他方、今回の本新株式の発行と本新株予約権の発行の組み合わせの場合、既存株主の利益に配慮しつつ、当面の必要資金を確実に調達するとともに、中長期的な企業成長に応じた資金調達に期待ができることから、現時点では最適な資金調達方法であると判断した。

② 新株予約権付社債（MSCB含む。）

新株予約権付社債は、発行時に払込金額の全額が払い込まれるため、発行会社にとっては早期に資金需要を満たすことができる利点があるが、その代わりに全額の転換が完了するまでの間新株予約権付社債の保有者が発行会社のクレジットリスクを負担することになるため、その引受先は限られる。今回は、新株予約権付社債によって、貴社が必要とする資金を十分に調達できる提案を受けていない。また、割当予定先からも本第三者割当と同等のタイミング、規模にて新株予約権付社債を引き受けることはできない旨を聞いている。加えて、MSCBの場合、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから、今回の資金調達方法としては適当でないと判断した。

③ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには貴社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、貴社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがあるが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績も乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない中、現在の貴社の財務状況に鑑みると引受け手となる証券会社は存在せず、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、貴社は最近2年間において経常赤字を計上しており、名古屋証券取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができない。また、新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主への無償割当については、既存株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、また、株主の皆様が投資行動によっては調達する資金の額が想定を下回るおそれがあるなか、貴社株主は多数に及んでおり、さらに貴社の業績に鑑みると、既存株主のご理解を得ることは難しく、必要資金を満たす調達は困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することとした。

④ 借入れ・社債・劣後債による資金調達

借入れ、社債又は劣後債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性がさらに低下するし、現状の貴社の財務状況に鑑みて、資金の出し手を見つけることは困難であると考えられる。

イ. 本第三者割当のスキームの検討

本届出書によれば、貴社は、上記ア（ア）記載の本新株予約権のメリット、上記ア（イ）記載の本新株予約権のデメリット及び上記ア（ウ）記載の他の資金調達方法を検討した結果、大規模な希薄化、株価への影響、行使と資金調達のタイミングを貴社がコントロールできないといったデメリットを考慮しても、デメリットを上回るメリットは非常に大きく、目標とする事業改革及び改革に必要な資金調達を行うには、本第三者割当のスキームが最良であるという結論に至ったとのことである。

この点、上記ア（ア）記載の本新株予約権のメリット、上記ア（イ）記載の本新株予約権のデメリット及び上記ア（ウ）記載の他の資金調達方法の比較は、いずれも合理的な検討であると思料する。また、本第三者割当を実行する最大のメリットは、本第三者割当を前提とした本営業取引により、上場廃止を回避できる点にあると思われ、かかるメリットをも考慮すれば、上記貴社の検討結果は合理性があると思料する。

（２）発行条件の相当性

発行条件については、以下のとおり、発行価額、発行条件及び発行数量のいずれについても相当性が認められることから、相当性が認められると思料する。

ア. 発行価額・発行条件の相当性

（ア）本新株式の発行価額

本届出書第3・3（1）①によれば、貴社は、本新株式の発行価額を本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日（2025年4月16日）の貴社普通株式の名古屋証券取引所終値と同額としているところ、本第三者割当において、算定時に最も近い時点の市場価格が現時点における貴社株式価値を適正に反映していることを妨げる事情は見当たらない。

また、本新株式の発行価額は、日本証券業協会の指針に適合し、本新株式の発行価額について、貴社監査役3名も適法である旨意見している。

したがって、本新株式の発行価額には相当性が認められる。

（イ）本新株予約権の発行価額・発行条件の合理性

本届出書第3・3（1）②によれば、貴社は、本新株予約権の発行価額を、割当予定先から独立した算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて算定した評価額と同額としているところ、本第三者割当において、当該算定機関の独立性又は算定手法の適切性を妨げる事情は見当たらない。

また、本新株予約権の発行価額について、貴社監査役3名も適法である旨意見している。

したがって、本新株予約権の発行価額には相当性が認められる。

加えて、本届出書第1・4（2）によれば、貴社は、本新株予約権に譲渡制限を付しているところ、この条項は本新株予約権が第三者に移転することを防止し、GFAの本資本業務提携に対するコミットメント及び杉浦氏らの貴社に対するコミットメントを高めるものであり、発行条件に相当性が認められる。

また、本届出書第1・4（2）によれば、貴社は、本新株予約権に会社による取得条項を付しているところ、この条項は貴社が本新株予約権の取得が必要と貴社取締役会が決議した場合に会社が本新株予約権を取得することで、貴社株式の希薄化を緩和することができるものであり、発行条件に相当性が認められる。

イ. 発行数量の相当性

本第三者割当による希薄化率は、本届出書第3・4のとおり、47.88%である。したがって、本第三者割当は、既存株式の大規模な希薄化及び株主構成の変化を伴い、短期的には流通株式の増加による株価の下落等、既存株主に不利益を与えることとなる。

しかし、現在の財務状況のままであれば、貴社の上場廃止の可能性が大きいことを踏まえると、なお本第三者割当による資金調達及び本第三者割当を前提とした本資本業務提携及び本営業取引を行う必要性が大きいところ、当該取引により貴社の営業活動によるキャッシュ・フローの黒字化が見込まれる本営業取引及びそれに引き続く本資本業務提携を実現するためには、GFAに本第三者割当の数量の株式を取得させ、GFAからの本営業取引及び本資本業務提携を確実にしておく必要がある。したがって、貴社の財務状況及び緊急の資金需要を考慮し、貴社が収益構造の欠陥を改善し抜本的な構造改革を完遂するためには現時点で最大限調達可能な資金を調達する必要がある、このために、GFAへ本第三者割当の数量を発行する以外に手段がない。よって上記希薄化率を踏まえても、本第三者割当を行うことが貴社株主の利益にかなう、発行数量の相当性が認められる。

また、杉浦氏らに発行される本新株予約権の発行済株式総数に対する割合（潜在株式比率）は13.79%（既存の新株予約権を除いて14.73%）である。この点、一般的なストック・オプションとしての潜在株式比率の上限の目安とされる10%に比べれば高い比率になるものの、株式会社ブルータス・コンサルティングの調査によれば、2024年の新規上場企業のうち、ストック・オプションの潜在株式比率が15%以上の企業も存在し、最大値は31%であり、一般的なストック・オプションにおいて許容されている潜在株式比率の範囲内にはあるといえる。また、杉浦氏らに対する本新株予約権の発行目的は、最近4連結会計年度（2021年6月期から2024年6月期）における営業利益及び営業活動によるキャッ

シュ・フローの額が負という貴社の厳しい業績を改善させるため、貴社の上場廃止回避後の貴社黒字化及び持続的な成長に対しコミットさせる点にあり、かかる目的の実現に実効性を持たせるためにある程度の数量の新株予約権を保有してもらうことには合理性があると思料する。

以上からすれば、杉浦氏らに発行される本新株予約権の発行数量も不相当とまではいえないと思料する。

（３）割当予定先の相当性

ア． GFAの相当性

以下の、（ア）ないし（エ）の事情から、GFAに割当予定先としての不相当とまでは認められないと思料する。

（ア）選定理由

貴社によれば、貴社がGFAを割当予定先として選定した理由は、上記のとおり、本第三者割当による資金調達及び本第三者割当を前提とした本資本業務提携及び本営業取引を行う必要性が大きいことに加え、本届出書第3・1（2）のとおり、GFAに日本国内の上場会社を含むファイナンス引受やアレンジの実績があり、かつ、GFAの代表取締役である松田元氏が貴社の元代表取締役社長であり、貴社の事業を十分に熟知していることである。これらの選定理由は、本第三者割当及び本資本業務提携を円滑に進めるための理由として相当なものと思料される。

また、貴社はGFA以外の複数の企業から資金調達を検討していたところ、資金調達及び業務提携の条件面で最も貴社にとって有利だったのがGFAだったことが認められ、これはGFAを割当予定先に選定した理由として相当と思料される。

（イ）保有方針

本届出書第3・1（4）によれば、GFAの保有方針は、本新株予約権の行使に要する資金が手元で不足する場合には行使により取得した当社普通株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行う予定であるものの、原則として中長期保有目的であり、貴社の支配権獲得を目的としない旨を書面で合意している。また、本届出書第1・4（2）によれば、本新株予約権の譲渡は制限されており、GFAによる中長期保有目的と適合する。さらに、貴社はGFAから、本新株式の払込期日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を貴社に対して書面により報告すること、貴社が当該報告内容を名古屋証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定とのことであり、GFAによる中長期保有の実行性が高められている。上記のGFAの保有目的は貴社及び貴社株主を害するものではなく、割当予定先としての相当性が認められる。

（ウ）資金状況・反社チェック

貴社は、GFA名義の銀行口座の残高を確認しており、GFAは、本第三者割当及びそれに引き続く本営業取引が実行されるのに十分な資金状況であると認められる。

さらに、貴社は、GFA及びその代表取締役である松田元氏が反社会的勢力に当たらないことを、コーポレート・ガバナンスに関する報告書のほか過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索、GFAによる誓約書、専門機関による調査により確認しており、GFAは反社会的勢力とは関係していないものと認められる。また、貴社は、GFA及びその役員が風説の流布、偽計、相場操縦、インサイダー取引、詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他団体に当たらないことを確認している。

したがって、GFAの資金状況等を踏まえても、割当予定先としての相当性が認められる。

（エ）名古屋証券取引所の懸念

貴社によれば、名古屋証券取引所は、事前審査において、GFAが大株主として貴社に参画することに対して、過去、貴社においてGFAの代表取締役である松田元氏がアドバイザー、取締役、及び代表取締役となった経緯の中で、貴社の不祥事の温床ができ、それが繰り返されることを懸念しているとして、ガバナンスに関する懸念を示しているとのことである。もっとも、以下の①ないし③からすれば、これによってGFAの割当予定先としての相当性は直ちに否定されるものではないと思料する。

- ①第三者割当における割当予定先として不適切な場合とは、割当予定先及び当該割当予定先の役員が、反社会的勢力と関係がある場合や、これらに該当しなくとも、風説の流布、偽計、相場操縦、インサイダー取引、詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他団体が割当予定先等となる場合であるとされているところ、GFA及び松田元氏はこれらには当たらない。
- ②また、貴社によれば、松田元氏が、貴社のアドバイザー、取締役、及び代表取締役であった時期に、貴社において具体的に違法行為や取締役としての善管注意義務に違反するような行為を行ったことは確認できていない。
- ③GFAは本届出書第3・1（4）のとおり、貴社の支配権獲得目的を有していないことを本資本業務提携契約において合意しており、本届出書第3・5のとおり、本第三者割当に係る本新株予約権が全て行使された場合でもGFAは貴社の議決権割合は22.42%にとどまり、拒否権を取得するものではないこと、本届出書第1・4（2）（注）1（1）のとおり、GFAから貴社への派遣取締役は1名であるところ、現在の貴社の取締役は5名であり、定款上は9名まで選任できることから、GFAが貴社のガバナンスに与える影響は限定的なものにとどまる。

（オ）貴社監査役の意見

本届出書第3・1（2）によれば、貴社監査役3名は、GFAとの資本業務提携について、特に、GFAからの役員の指名に係る条項を設けることについて、GFAとの間で一定の取引等も合理的に想定され、それについて慎重かつ活発な意見交換が必要であり、また、指名される役員数を含めた役員選任の必要性・適格性等について貴社独自に慎重に検討すべきであり、相当でない旨を意見したとのことである。しかしながら、当該監査役の反対意見は、資本業務提携一般に対する反対であり、割当予定先の相当性を否定するものではない。また、貴社取締役会は、必要な情報管理の上、また、利益相反や特別利害関係についても慎重な配慮の上運営されており、GFAとの違法な利益相反取引が行われるおそれは低い。以上からすれば、貴社監査役の反対意見は、GFAの割当予定先としての相当性を否定するものではない。

イ. 杉浦氏らの相当性

以下の、（ア）ないし（ウ）の事情から、杉浦氏らに割当予定先としての相当性が認められる。

（ア）選定理由

貴社は、杉浦氏らを本第三者割当の割当予定先に選定した理由として、以下の①及び②を挙げているところ、かかる選定理由に不合理な点は見当たらない。

- ① 名古屋証券取引所より2022年10月15日付で貴社株式が特別注意銘柄に指定されたという状況の下で、杉浦氏らは、①内部管理体制の整備と強化、②債務超過の解消と財務改善、③収益力向上のためにコスト削減と売上高の維持・増加に取り組んできたこと。
- ② 今後は、杉浦氏らによる、上場廃止回避後の貴社黒字化及び持続的な成長に向けたコミットメントが必要と考えたこと。

なお、杉浦氏らのうち、杉浦元氏及び山本峰義氏の割当数は、本新株予約権の割当を受ける他の貴社取締役の割当数よりも多い。杉浦元氏については、貴社唯一の社内取締役であり、貴社の黒字化及び持続的な成長に向けより一層コミットする必要があると思われるため、不合理ではない。また、山本峰義氏については、貴社によれば、他の社外取締役よりも在任期間が長く貢献度の大きい取締役であることに加え、弁護士としての専門性を生かした貢献を期待するためであるとのことであり、かかる理由は相当性を否定するものではないと思料する。

（イ）保有方針

本届出書第3・1（4）によれば、杉浦氏らの保有方針は、本新株予約権の行使に要する資金が手元で不足する場合には行使により取得した当社普通株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行う予定であるものの、原則として中長期保有目的である。また、本届出書第1・4（2）によれば、本新株予約権の譲渡は制限されており、杉浦氏らによる中長期保有目的と適合する。上記の杉浦氏らの保有目的は、上場廃止回避後の貴社黒字化及び持続的な成長に向けたコミットメントの必要性という本第三者割当の目的に合致し、また、貴社及び貴社株主を害するものではなく、割当予定先としての相当性が認められる。

（ウ）資金状況・反社チェック

本届出書第3・1（5）によれば、貴社は、杉浦氏らの銀行口座の写しを確認しており、本第三者割当
が実行されるのに十分な資金状況であると認められる。

さらに、本届出書第3・1（6）によれば、貴社は、杉浦氏らが反社会的勢力に当たらないことを確認して
おり、杉浦氏らは反社会的勢力に当たらないものと認められる。

したがって、杉浦氏らの資金状況等を踏まえても、割当予定先としての相当性が認められる。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第４ 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第25期、提出日2024年9月27日）及び半期報告書（第26期中、提出日2025年2月13日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2025年4月17日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2025年4月17日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第25期有価証券報告書の提出日（2024年9月27日）以降、本有価証券届出書提出日（2025年4月17日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2024年9月27日提出の臨時報告書）

1 提出理由

2024年9月27日開催の当社第25回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2024年9月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

- ①当社（および子会社）の経営体制の再編を今後、柔軟かつ機動的に行えるよう、現行定款における事業目的について、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものです。
- ②業務の効率化や部門間コミュニケーションの活性化、また経費削減を図ることを目的として、現行定款第3条（本店の所在地）を東京都渋谷区から東京都港区に変更するものであります。
- ③当社の将来の機動的な資本政策を遂行可能とするために、発行可能株式総数を増加することを目的として、現行定款第5条（発行可能株式総数）を53,689,812株から63,000,000株に増加させるものであります。

第2号議案 取締役5名選任の件

杉浦 元、工藤 純平、山本 峰義、関 常芳、中村 真広を取締役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	182,288	59,548	0	（注）1	可決 74.75
第2号議案					
杉浦 元	182,504	59,348	0	（注）2	可決 74.84
山本 峰義	189,483	52,369	0		可決 77.70
関 常芳	189,328	52,524	0		可決 77.64
工藤 純平	189,526	52,326	0		可決 77.72
中村 真広	189,529	52,323	0		可決 77.72

(注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主の出席及び出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

（2024年12月19日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、2024年12月19日開催の取締役会において、特定子会社の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

- ①名称 OKWAVE USA, Corporation
- ②住所 533 Airport Boulevard, Suite 400 Burlingame, California, USA
- ③代表者の氏名 Chief Executive Officer 杉浦 元
- ④資本金 221百万円
- ⑤事業の内容 グリーティングカードサービス「DAVIA」の提供

（2）当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

- ①当社の所有に係る特定子会社の議決権の数
 - 異動前 2,000,000個
 - 異動後 一個
- ②総株主等の議決権に対する割合
 - 異動前 100.0%
 - 異動後 ー%

（3）当該異動の理由及びその年月日

- ①異動の理由:当該特定子会社の清算に伴い、当社の子会社に該当しないため。
- ②異動の年月日:当社取締役決議 2024年12月19日（会社清算決議）
現地の法令に基づき必要な手続きが完了次第、清算終了となる予定です。

（2025年4月14日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、2025年4月14日開催の当社取締役会において、同日付でGFAとの間でWebプロモーションに関する業務委託契約（以下、「本契約」といいます。）を締結することを決議いたしました。本契約により当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状態に著しい影響を与える事象が発生する見込みとなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2 報告内容

（1）当該事象の発生年月日

2025年4月14日

（2）当該事象の内容

当社は、当社が運営するウェブサイト上に、GFAに関するバナー広告又はメディア広告記事を継続的に掲載し、Webプロモーションを行う業務を受託します。本契約による業務委託料は総額1億円であり、2025年4月末日までに支払われる予定です。

（3）当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

本契約は当社の営業利益及び営業キャッシュ・フローの黒字化に向けた取り組みであり、本契約によって営業利益及び営業キャッシュ・フローが増加に寄与し、2025年6月期末において営業CFの黒字化が見込まれるものと考えております。

（2025年4月17日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、2025年4月17日開催の取締役会において、①GFA株式会社（以下「GFA」といいます。）との間の資本業務

提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）の締結、並びに②GFAを割当予定先とする第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）及び第24回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を決議しておりますが、本資本業務提携契約において、GFAが当社役員について候補者を指名する権利を有する旨の合意が含まれておりますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該契約を締結した年月日

2025年4月17日

(2) 当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	GFA株式会社
住所	東京都港区南青山二丁目2番15号

(3) 当該合意の内容

当社及びGFAは、本資本業務提携契約の内容として、GFAの指名する者として1名を、GFAを割当予定先とする本新株式及び本新株予約権の発行を効力発生条件として、当該発行の効力発生後に開催される最初の当社の定時株主総会において当社の非業務執行取締役として選任するために必要となる措置を、合理的に可能な限り講ずる旨を合意しております。現時点では、GFAの指名する者としてGFA専務取締役の片田朋希氏を予定しています。

(4) 当該合意の目的

本資本業務提携契約における業務提携（以下「本業務提携」といいます。）の内容は、以下のとおりであります。なお、当社及びGFAは、下記に掲げる事項以外の当社及びGFA間の各種事業・業務提携についても、当社及びGFAの持つリソースを用いた事業開発と相互の営業協力を実行・推進することにより、当社及びGFAの企業価値を向上させるという目的を達成するために、その実現に向けて誠実に協議を行うことを合意しております。前記（3）の合意は、本業務提携の実効性を促進することを目的としています。

- ① 当社が運営するサービスにおいて、にゃんまるコイン（注）を実装すること。
（注）にゃんまるコインとは、パチンコホール運営のマルハンによるIP「にゃんまる」をモチーフにした、ソラナ（Solana）というブロックチェーン上のミームコイン（SNSやネットカルチャーで話題となった題材を用いて発行される暗号資産）です。
- ② 当社及びGFAグループ各社（GFA、その子会社及びその投資先（GFAが組員である投資事業有限責任組合その他組合を含みます。）を総称していいます。以下同じ。）のリソースやサービスを活用し、事業開発を行うこと。
- ③ 当社及びGFAグループ各社のサービスについて、相互活用することや相互に営業協力を行うこと。
- ④ 当社及びGFAが協力してM&Aを実行すること。
- ⑤ 当社及びGFAは、相手方の業務を円滑に遂行させるため、合理的に必要な限度で、自らの従業員を相手方に出向させることができること。
- ⑥ 当社は、GFAの指名する者として1名を、GFAを割当予定先とする本新株式及び本新株予約権の発行の効力発生後に開催される最初の当社の定時株主総会において当社の非業務執行取締役として選任するために必要となる措置を合理的に可能な限り講ずること。なお、現時点では、GFAの指名する者としてGFA専務取締役の片田朋希氏を予定しています。
- ⑦ GFAは、当社の指名する者として1名を、GFAを割当予定先とする本新株式及び本新株予約権の発行の効力発生後に開催される最初のGFAの定時株主総会においてGFAの非業務執行取締役として選任するために必要となる措置を合理的に可能な限り講ずること。なお、現時点では、当社の指名する者として当社代表取締役社長の杉浦元氏を予定しています。

(5) 取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程

当社は、「世界中のありがとうの物語を蓄積し可視化する」をパーパス（存在目的）に掲げ、創業以来Web3.0の思想に基づいた自律分散型インターネット事業を行ってまいりました。中核となるQ&Aコミュニティ

「OKWAVE」は、インターネットを通じてだれでも参加でき、自身の知識や経験を持ち寄りそれらを必要とする人とつながることで、「互助」のつながりを形成するコミュニティであり、「問い」から始まり「ありがとう」が生まれるコミュニケーションの習慣化と、生まれた「ありがとう」の可視化により、組織やコミュニティ内の関係性向上と生産性向上を実現しています。

当社は、2022年8月の新経営体制への移行後より、①内部管理体制の整備と強化、②債務超過の解消と財務改善、③収益力向上のためにコスト削減と売上高の維持・増加に取り組んでまいり、現在は、③収益力向上のためにコスト削減と売上高の維持・増加の取り組みを中心に進めております。当社は、最近4連結会計年度（2021年6月期から2024年6月期）における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負（いずれの連結財務諸表にも継続企業の前提に関する事項が注記されています。）となったことから、上場維持基準（業績）に係る改善期間に入っております。進行期である2025年6月期に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならない場合、名古屋証券取引所ネクスト市場の上場維持基準である業績項目に該当し上場廃止になります。そのため、当社は、上場維持及び今後の成長に向けて、営業利益と営業キャッシュ・フローの創出を極めて喫緊の最重要課題としております。

直近の中間連結会計期間（2024年7月1日～2024年12月31日）においては、売上高及び各段階利益は前年同期と比べて改善しているものの、依然として当社は経営再建の途上にあります。加えて、当該中間連結会計期間末における現金及び預金残高は、前期2024年6月期末と比較して80,451千円減少し192,600千円となっており、黒字化までの運転資金も、資金調達をしなければ賸えない状況にあります。このような状況の中、当面の目標である上場廃止の回避と、その後の持続的な成長を目的とした事業ポートフォリオ創出を実現するために、M&A案件の探索と実行に向けたデューデリジェンスや、当社の成長を共に歩めるような資本業務提携先候補との交渉を進めてまいりました。

上記の過程において、2024年12月に、本新株式及び本新株予約権の割当予定先であるGFAとミーティング等を実施し、その後慎重に資本業務提携に向けた検討を重ねてまいりました。資金調達の必要性に加えて、特別注意銘柄の指定解除後である当社の状況を踏まえ、整備されたガバナンス体制の維持と不適當合併等の抵触回避について、当社の上場廃止回避と、その後の持続的な成長を目的とした議論を慎重に重ね、2025年3月にGFAを割当予定先とする第三者割当による本新株式の発行と本新株予約権の発行に係る基本的な枠組みを両社で固めました。かかる内容は上記の当社の資金調達需要の現状に即したものであり、かつ、GFAは日本国内の上場会社を含むファイナンス引受やアレンジの実績があることに加えて、2025年4月1日にGFAの代表取締役役に就任した松田元氏は当社の元代表取締役社長であり、当社の事業を十分に熟知しております。さらには、GFAとは当社のメディアを活用したWebプロモーションに関する業務を受託し、2025年6月期中に業務委託費金1億円の支払いが見込まれるため、2025年6月期末において営業キャッシュ・フローの黒字化が見込まれるものと考えております。なお、本契約にかかる会計処理に関しては会計監査人の監査を受けたものではなく、会計処理に変更が生じる可能性があります。このように、本営業取引により当社の当面の目標である上場廃止の回避が可能となることに加えて、調達する資金を事業ポートフォリオ創出のための事業開発資金に充てることができ、GFAの展開するWeb3.0事業支援により当社のWeb3.0の思想に基づいた自律分散型インターネット事業を立て直し、両社でエコシステムの拡大を目指すことで、上場廃止回避後の持続的な成長を実現するという目的に適合すると考えました。そこで、GFAとの間で本業務提携を行うとともに同社に対して第三者割当により本新株式及び本新株予約権を発行することを決定し、また、本業務提携に資すると考え、前記（3）の合意を本資本業務提携契約の内容に含むことといたしました。

(6) 当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響

当該合意によるガバナンスへの影響は軽微と考えております。その理由は、前記（4）及び（5）に記載のとおり、①本業務提携は、GFAの展開するWeb3.0事業支援により当社のWeb3.0の思想に基づいた自律分散型インターネット事業を立て直し、当社及びGFAの両社でエコシステムの拡大を目指すことで、当社の上場廃止回避後の持続的な成長の実現に資するものであること、②GFAは日本国内の上場会社を含むファイナンス引受やアレンジの実績があることに加えて、2025年4月1日にGFAの代表取締役役に就任した松田元氏は当社の元代表取締役社長であり、当社の事業を十分に熟知していることから、GFAが当社の企業価値向上に向けた施策実行のために最適なパートナーであると考えられること、③当該合意は、当社及びGFAの企業価値を向上させるという目的を達成するための本業務提携の実効性を促進することを目的としていること、④一方で、当社の取締役会においては、必要な情報管理や、利益相反取引及び特別利害関係について慎重な配慮をした上で運営することができること、加えて、⑤GFAが当社の経営権又は支配権の取得を目的としていないことについて、本資本業務提携契約にその旨を規定し合意しているためです。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第25期)	自 2023年7月1日 至 2024年6月30日	2024年9月27日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第26期中)	自 2024年7月1日 至 2024年12月31日	2025年2月13日 関東財務局長に提出
半期報告書の訂 正報告書	事業年度 (第26期中)	自 2024年7月1日 至 2024年12月31日	2025年2月14日 関東財務局長に提出
半期報告書の訂 正報告書	事業年度 (第26期中)	自 2024年7月1日 至 2024年12月31日	2025年2月20日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年9月27日

株式会社 オウケイウェイヴ
取締役会 御中

柴田公認会計士事務所

大阪市中央区

公認会計士 柴 田 洋

大瀧公認会計士事務所

東京都北区

公認会計士 大 瀧 秀 樹

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オウケイウェイヴの2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オウケイウェイヴ及び連結子会社の2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

「1【連結財務諸表等】【注記事項】（継続企業の前提に関する事項）」に記載のとおり、会社グループは、2022年6月期において、Raging Bull合同会社への投資運用取引による損失（貸倒引当金繰入額3,429,917千円、特別調査費用引当金繰入額99,337千円等）を、またOK FUND L.P.を通じて買収した株式会社アップライツ等の連結子会社化に関連して、のれんの減損損失437,621千円、海外への長期預け金に対する貸倒引当金繰入額363,074千円等を計上しており、親会社株主に帰属する当期純損失は5,120,709千円となった。2023年6月期においても株式会社アップライツ等に係る投資有価証券評価損318,581千円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は1,066,368千円となった。

その結果、2023年6月期末における純資産は△98,562千円の債務超過となった。

このような状況の中、2023年5月12日開催の臨時株主総会で株主割当による新株予約権の発行（払込期間 2023年6月1日から2023年9月1日）を決議し、当新株予約権の権利行使により総額757,371千円の新株発行を行った。また、2023年9月13日を払込期日とする現物出資（借入金の株式化）により、191,664千円の新株発行を行った。その結果、当連結会計年度末における純資産は185,891千円となり、債務超過は解消している。しかしながら、当連結会計年度では営業損失285,528千円を計上しており、2020年6月期以降継続して営業損失を計上している。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査人の結論に影響を及ぼすものではない。

強調事項

「1【連結財務諸表等】【注記事項】（重要な後発事象）（取得による企業結合）」に記載のとおり、会社は、2024年7月31日開催の取締役会において、株式会社オープンサイトの全株式を取得して子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、全株式を取得した。

当該事項は、当監査人の結論に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

デッド・エクイティ・スワップを含む第三者割当増資について	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、2023年8月28日付取締役会決議に基づいて、デッド・エクイティ・スワップを含む第三者割当による新株式の発行を実施した。 当該第三者割当による新株発行に関しては、2023年5月30日に決議した内容を一旦、取り下げた上で実施された。 そのため、経済合理性の検討及び法的手続の確認に関して複雑性が生じた。 当監査人は、当該処理が会社の財政状態に重要な影響を及ぼすものであり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査人は、デッド・エクイティ・スワップを含む第三者割当増資に関する会計処理の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。 ・取締役会議事録の吟味 ・適時開示文書の吟味 ・有価証券届出書の吟味 ・デッド・エクイティ・スワップの対象となった借入等債務の確認 ・デッド・エクイティ・スワップを含む第三者割当増資の合理性に関する取締役へのヒアリング ・デッド・エクイティ・スワップを含む第三者割当増資の合理性に関する監査役へのヒアリング ・株式総数引受契約書の閲覧・吟味 ・信託銀行からの「増資完了のご挨拶ならびに株主名簿登録に関するご通知」との照合 ・株主名簿の期中増減を吟味 ・会社の実施したデッド・エクイティ・スワップの適法性に関する法律専門家による意見書等の吟味 ・デッド・エクイティ・スワップ以外の増資払込状況の確認

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制

の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社オウケイウェイヴの2024年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査人は、株式会社オウケイウェイヴが2024年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている

場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

＜報酬関連情報＞

当監査人に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬の額は29,000千円であり、非監査業務に基づく報酬の額はない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1． 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年9月27日

株式会社 オウケイウェイヴ
取締役会 御中

柴田公認会計士事務所
大阪市中央区

公認会計士 柴 田 洋

大瀧公認会計士事務所
東京都北区

公認会計士 大 瀧 秀 樹

<財務諸表監査>

監査意見

当監査人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オウケイウェイヴの2023年7月1日から2024年6月30日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オウケイウェイヴの2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

「2【財務諸表等】【注記事項】(継続企業の前提に関する事項)」に記載されているとおり、会社は、2022年6月期において、Raging Bull合同会社への投資運用取引による損失（貸倒引当金繰入額3,429,917千円、特別調査費用引当金繰入額99,337千円等）により当期純損失5,129,440千円を計上した。

2023年6月期においても関係会社事業損失引当金繰入額178,295千円、株式会社アップライツに係る関係会社株式評価損187,599千円を計上したことにより、当期純損失は1,045,860千円となった。

その結果、2023年6月期末における純資産は△75,668千円の債務超過となった。

このような状況の中、2023年5月12日開催の臨時株主総会で株主割当による新株予約権の発行（払込期間 2023年6月1日から2023年9月1日）を決議し、当新株予約権の権利行使により総額757,371千円の新株発行を行った。また、2023年9月13日を払込期日とする現物出資（借入金の株式化）により、191,664千円の新株発行を行った。その結果、当事業年度末における純資産は184,869千円となり、債務超過は解消している。しかしながら、当事業年度では営業損失277,300千円を計上しており、2020年6月期以降継続して営業損失を計上している。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査人の結論に影響を及ぼすものではない。

強調事項

「2【財務諸表等】【注記事項】（重要な後発事象）（取得による企業結合）」に記載のとおり、会社は、2024年7月31日開催の取締役会において、株式会社オープンサイトの全株式を取得して子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、全株式を取得した。

当該事項は、当監査人の結論に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

デッド・エクイティ・スワップを含む第三者割当増資について関係会社 OK FUND L.P.の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（デッド・エクイティ・スワップを含む第三者割当増資について）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及

び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年2月13日

株式会社オウケイウェイヴ
取締役会 御中

柴田公認会計士事務所
大阪市中央区

公認会計士 柴 田 洋

大瀧公認会計士事務所
東京都北区

公認会計士 大 瀧 秀 樹

監査人の結論

当監査人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オウケイウェイヴの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年7月1日から2024年12月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オウケイウェイヴ及び連結子会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

「1【中間連結財務諸表】【注記事項】（継続企業の前提に関する事項）」に記載されているとおり、会社グループは、2022年6月期において、Raging Bull合同会社への投資運用取引により損失が生じたことと、OK FUND L.P.を通じて買収した株式会社アップライツ等の連結子会社化に関連したのれんの減損損失が発生したほか、海外への長期預け金に対する貸倒引当金を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失5,120,709千円となった。

2023年6月期においても株式会社アップライツ等に係る投資有価証券評価損を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は1,066,368千円となった。また、2023年6月期末には純資産が98,562千円の債務超過となった。

そのため、2023年5月12日開催の臨時株主総会で株主割当による新株予約権の発行（払込期間 2023年6月1日から2023年9月1日）を決議し、当新株予約権の権利行使により総額757,371千円の新株発行を行った。また、2023年9月13日を払込期日とする現物出資（借入金の株式化）により、191,664千円の新株発行を行った。その結果、2024年6月期末における純資産は185,891千円となり、債務超過については解消した。しかし、2024年6月期においても、営業損失の状況が続いており、親会社株主に帰属する当期純損失は280,229千円となった。

当中間連結会計期間においては、これまで行ってきたコスト削減により固定費が減少したことと、営業利益を創出している株式会社オープンサイトの株式取得に伴う連結子会社化により、営業損失は前年同期と比べて減少しているものの、依然として営業損失81,773千円となっており、2020年6月期以降において営業損失が継続している。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められ

る理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。